個人市民税

市民税課▶　☎ 046−822−8192

個人市民税は、一般に個人県民税とあわせて『個人住民税』や『市・県民税』と呼ばれ（本冊子では以下「市・県民税」といいます。）、福祉や教育などの日常生活に結びついた様々な行政サービスに使われています。

この税金は、個人県民税と合わせて納めていただいている税金で、その内訳として、一定の額を負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割があります。

納める人（納税義務者）

前年に所得があった人に、次のとおり課税されます。

◆市民税の納税義務者

納税義務者	市民税	
	均等割	所得割
1月1日に市内に住所がある人	○	○
1月1日に市内に住所はないが、市内に家や事務所・事業所がある人	○	−

◆市民税が課税されない人

均等割も所得割もかからない人	①1月1日に生活保護法による生活扶助を受けている人 ②1月1日に障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の人 ③扶養家族なしの場合、前年の合計所得金額が45万円以下の人 ④扶養家族ありの場合、前年の合計所得金額が35万円×（本人、同一生計配偶者（※）、扶養親族の人数）+31万円以下の人
所得割がかからない人	①扶養家族なしの場合、前年の総所得金額等が45万円以下の人 ②扶養家族ありの場合、前年の総所得金額等が35万円 ×（本人、同一生計配偶者（※）、扶養親族の人数）+42万円以下の人 ③所得控除の合計金額が総所得金額を上まわる人（山林、退職、譲渡などの分離所得がある人を除く）

（※）「同一生計配偶者」とは、本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下の人です。

納める額（税額の計算方法）

市・県民税の税額は、一定の金額が課税される均等割と、前年1年間の所得に応じて課税される所得割の合計金額です。

◆税額

均等割額 ＋ 所得割額 ＋ 森林環境税（国税） ＝ 年税額

◆均等割額

区分	均等割の年税額	
市民税	3,000円	合計 4,300円
県民税	1,300円（超過課税分300円を含む。）	

◆**総合課税**（分離課税は[▶13 ページ]をご覧ください。）

①所得割の税率

区　分	所　得　割　の　税　率	
市民税	6％	合計 10.025%
県民税	4.025%	

ⓘ県民税には超過課税分 0.025%を含みます。

②市・県民税の構成

市・県民税の構成を図にまとめると、次のようになります。

市・県民税

均等割 市・県民税合計 **4,300 円**

市民税均等割	県民税均等割
3,000 円	1,300 円

所得割（税率） 市・県民税合計 **10.025%**

市民税所得割税率	県民税所得割税率
6％	4.025%

＋

国税

森林環境税
1,000 円

■ 森林環境税（国税）

森林環境税は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で、平成 31 年度税制改正より創設された国税です。

◆**税率**・・・年額 1,000 円（市・県民税均等割とあわせて賦課徴収します。）

◆**対象**・・・国内に住所を有する個人

ただし以下の人には森林環境税は課税されません。

① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人（賦課期日現在）

② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下である人（給与所得の場合は給与収入 2,043,999 円以下の人が該当）

③ 前年の合計所得金額が次の金額以下の人

・同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合
35 万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の人数）＋31 万円

・同一生計配偶者又は扶養親族がいない場合
45 万円

③所得割額の計算

所得割額は一般的に次の方法で計算されます。

（１）所得金額の計算[▶7、8、９ページ]

所得割額の税額計算をする上で、その基礎となるのは所得金額です。この所得金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて計算されます。

前年中の収入金額 － 必要経費など ＝ 前年中の所得金額

（２）所得割額の計算

所得割額　(!)100 円未満切り捨て

算出所得割額

課税所得金額

前年中の所得金額 － 所得控除額 ▶９、10、11 ページ

(!)1,000 円未満切り捨て

× 税率（10.025%）
・市民税６％
・県民税 4.025%

－ 税額控除額 ▶12 ページ

◆所得の種類

所得の種類			所得金額の求め方
①	利子所得	預貯金の利子など（※１）	収入金額
②	配当所得	株式や出資の配当など（※２）	収入金額－負債の利子
③	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
④	事業所得	事業をしていて生じる所得	収入金額－必要経費
⑤	給与所得	会社員、パート、アルバイトの給与など	表「給与所得金額の計算」▶8 ページ
⑥	退職所得	退職金など（※２）	▶14 ページ
⑦	山林所得	山林を売って生じる所得（※2）	収入金額－必要経費－特別控除額
⑧	譲渡所得(総合課税)	機械や貴金属、ゴルフ会員権など資産を売って生じる所得	収入金額－取得費等の経費－特別控除額（※３）
	譲渡所得(分離課税)	土地や建物を売って生じる所得（※２）	収入金額－取得費等の経費－特別控除額
		株式などを売って生じる所得（※２）	収入金額－取得費等の経費
⑨	一時所得	生命保険の一時金、懸賞当選金など	収入金額－必要経費－特別控除額（※３）
⑩	雑所得	公的年金等(遺族年金、障害年金を除く)	▶8、９ページ
		他の所得に当てはまらない所得	収入金額－必要経費

（※１）利子所得については、国外の銀行の利子など特別な場合を除いて、利子等の支払時に県民税（税率５％）が特別徴収され課税関係が終了するため、申告をする必要はありません。
特定公社債等の利子については申告分離の選択が可能です。

（※２）申告分離を選択した特定の配当所得、退職所得、山林所得、譲渡所得（分離課税）等については、他の所得と分離して、それぞれの所得ごとに所得割額を計算します。これを分離課税といいます。

（※３）保有期間が５年を超える資産の譲渡所得（総合課税）、一時所得については、それぞれの所得を合計し、その２分の１が課税対象となります。

所得の分離（申告・課税）について▶13 ページ

◆給与所得金額の計算

所得の種類表「⑤給与所得」は、給与の収入金額をもとに次により計算した金額です。

給与等の収入金額	給与所得の金額
650,999 円まで	0 円
651,000 円 ～ 1,899,999 円	収入金額－650,000 円
1,900,000 円 ～ 3,599,999 円	{収入金額÷4,000（小数点以下切り捨て）×4,000}×0.7－80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	{収入金額÷4,000（小数点以下切り捨て）×4,000}×0.8－440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入金額×0.9－1,100,000 円
8,500,000 円以上	収入金額－1,950,000 円

○子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が 850 万円以上で、次の要件のいずれかに該当する場合は、給与所得の金額に所得金額調整控除が適用されます。

① 本人が特別障害者に該当する場合
② 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合
③ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合

（給与等の収入金額－850 万円）×0.1（15 万円が上限）＝ 所得金額調整控除

◆公的年金等の所得金額の計算

[▶前ページ]所得の種類表「⑩雑所得」のうち、公的年金等（国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金など）の所得金額は、その収入金額をもとに次により計算した金額です。

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下の場合	1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合	2,000 万円を超える場合
65 歳未満 昭和 36 年 1 月 2 日生～	1,299,999 円まで	収入金額－600,000 円	収入金額－500,000 円	収入金額－400,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円	収入金額×0.75 －275,000 円	収入金額×0.75 －175,000 円	収入金額×0.75 －75,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円	収入金額×0.85 －685,000 円	収入金額×0.85 －585,000 円	収入金額×0.85 －485,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円	収入金額×0.95 －1,455,000 円	収入金額×0.95 －1,355,000 円	収入金額×0.95 －1,255,000 円
	10,000,000 円以上	収入金額－1,955,000 円	収入金額－1,855,000 円	収入金額－1,755,000 円
65 歳以上 ～昭和 36 年 1 月 1 日生	3,299,999 円まで	収入金額－1,100,000 円	収入金額－1,000,000 円	収入金額－900,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円	収入金額×0.75 －275,000 円	収入金額×0.75 －175,000 円	収入金額×0.75 －75,000 円

	4,100,000 円から 7,699,999 円	収入金額×0.85 －685,000 円	収入金額×0.85 －585,000 円	収入金額×0.85 －485,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円	収入金額×0.95 －1,455,000 円	収入金額×0.95 －1,355,000 円	収入金額×0.95 －1,255,000 円
	10,000,000 円以上	収入金額－1,955,000 円	収入金額－1,855,000 円	収入金額－1,755,000 円

(!)年齢は前年 12 月 31 日現在

○給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計金額が 10 万円を超える場合は、給与所得に所得金額調整控除が適用されます。

（給与所得（10 万円が上限）＋公的年金等雑所得（10 万円が上限））－10 万円
＝ 所得金額調整控除

◆所得控除

医療費の支出や扶養親族の状況など、納税者一人ひとりの事情に応じた税負担を求めるために所得控除があります。一部を除いて所得税の控除額とは異なります。

控除の種類		控除の内容 控除額
1	雑損控除	前年中に災害（震災・火災・風水害など）又は盗難や横領により、資産に損害を受けた場合の控除 次のいずれか多い額 ◇（損失額－保険金などによる補てん額）－（総所得金額等×0.1） ◇ 災害関連支出金額－5 万円
2	医療費控除	前年中に支払った医療費の控除　(次の 1、2 のいずれか) 1.（支払った医療費－保険金などによる補てん額）－｛(総所得金額等×0.05) 又は 10 万円のいずれか低い額｝ (!)限度額は 200 万円 2. 健康保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行った人が、一定のスイッチOＴＣ医薬品を購入した場合 支払った医薬品購入費－12,000 円　(!)限度額は 88,000 円
3	社会保険料控除	前年中に支払った社会保険料（健康保険・介護保険・国民年金などの保険料や年金基金・共済組合などの掛金）の控除 支払った金額の全額
4	小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度の共済契約や心身障害者扶養共済の掛金及び確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金又は、個人型年金加入者掛金を支払った場合に適用される控除 支払った金額の全額
5	生命保険料控除	前年中に支払った生命保険料（①新契約（※１）・②旧契約（※２）） 個人年金保険料（③新契約・④旧契約） 介護医療保険料（⑤新契約のみ） } の控除

	（※１）新契約…平成 24 年１月１日以後に生命保険会社と契約をした保険契約等 （※2）旧契約…平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社と契約をした保険契約等	新契約の控除額（上記①、③、⑤が該当）　(!)限度額は 28,000 円 ◇ 12,000 円以下の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・支払保険料の全額 ◇ 12,001 円～32,000 円の場合・・・・・・・・・支払保険料×0.5＋6,000 円 ◇ 32,001 円～56,000 円の場合・・・・・・・・支払保険料×0.25＋14,000 円 ◇ 56,001 円以上の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28,000 円 旧契約の控除額（上記②、④が該当）　(!)限度額は 35,000 円 ◇ 15,000 円以下の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・支払保険料の全額 ◇ 15,001 円～40,000 円の場合・・・・・・・・・支払保険料×0.5＋7,500 円 ◇ 40,001 円～70,000 円の場合・・・・・・・・支払保険料×0.25＋17,500 円 ◇ 70,001 円以上の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35,000 円 (!)新旧両方の契約の控除を受ける場合の限度額は 28,000 円 (!)全ての保険料控除の合計限度額は 70,000 円
6	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料等の控除　(契約毎に次の 1、2 のいずれか) 1．前年中に本人又は生計を一にする配偶者や親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険の対象とする、地震保険料や掛金 2．旧長期損害保険料【経過措置】 （平成 18 年末日までに締結した一定の長期損害保険契約に係る保険料） 1．支払った地震保険料の金額×0.5　(!)限度額は 25,000 円 2．長期損害保険契約の支払保険料を次に当てはめた金額　(!)限度額は 10,000 円 ◇ 5,000 円以下の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・支払保険料の全額 ◇ 5,001 円～15,000 円の場合・・・・・・・・・支払保険料×0.5＋2,500 円 ◇ 15,001 円以上の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000 円 3．前記１と２の両方がある場合はその合計金額　(!)限度額は 25,000 円
7	障害者控除	本人又は同一生計配偶者、扶養親族のうちに障害者がいる場合に適用される控除 ◇ 障害者１人につき　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26 万円 ◇ 特別障害者に該当する場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30 万円 ◇ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ本人又は配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53 万円
8	ひとり親控除	現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が不明な人のうち、次のすべてに該当する場合に適用される控除。ただし、事実婚と認められる一定の人がいる場合は適用されません ◇ 前年の総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子を有している　30 万円 ◇ 前年の合計所得金額が 500 万円以下である
9	寡婦控除	ひとり親に該当しない人で、夫と死別・離別した後に婚姻していない人又は夫の生死が不明な人に該当する場合、また、離別の場合は、扶養親族を有している際に適用される控除。ただし、事実婚と認められる一定の人がいる場合は適用されません ◇ 前年の合計所得金額が 500 万円以下の人・・・・・・・・・・・・・・・・・26 万円
10	勤労学生控除	大学や高校などの学生や生徒で、前年の合計所得金額が 85 万円以下でかつ当該金額のうち自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の人の控除 26 万円
11	配偶者控除	同一生計配偶者があり、本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である場合に適用される控除

個人市民税 法人市民税

		◇ 一般配偶者控除（年齢が 70 歳未満の配偶者）・・・・・・・・・・・・・33 万円 ◇ 老人配偶者控除（年齢が 70 歳以上の配偶者）・・・・・・・・・・・・・38 万円 (!)年齢は前年 12 月 31 日現在
12	配偶者特別控除	本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 58 万円超で 133 万円以下である場合に適用される控除 1 万円～33 万円 (!)控除額は本人と配偶者の前年の合計所得金額に応じて算出されます。
13	扶養控除	本人と生計を一にする親族等の前年の合計所得金額が 58 万円以下である場合の控除 ◇一般扶養控除（16 歳以上 19 歳未満、又は 23 歳以上 70 歳未満） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 人につき 33 万円 ◇特定扶養控除(19 歳以上 23 歳未満)・・・・・・・・・・・・1 人につき 45 万円 ◇老人扶養控除（70 歳以上）・・・・・・・・・・・・・・・・1 人につき 38 万円 ◇同居老人扶養控除（70 歳以上で、本人又は配偶者の直系尊属であり、本人又は配偶者と同居している場合）　・・・・・・・・・・・・・・・1 人につき 45 万円 ◇年少扶養親族（16 歳未満）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 円 (!)年齢は前年 12 月 31 日現在 (!)令和 6 年度より、扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され、原則として、30 歳以上 70 歳未満の者が除外されることとなりました。 ただし、以下の者は扶養控除等の対象とすることができます。 ・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人 ・障害者 ・その納税義務者から前年中に生活費又は、教育費に充てるための支払いを 38 万円以上受けている人 なお、国外居住の配偶者が配偶者控除を受けるための要件については変更ありません。
14	特定親族特別控除	本人と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で、前年の合計所得金額が 58 万円超で 123 万円以下である場合に適用される控除 3 万円～45 万円 (!)控除額は特定親族の前年の合計所得金額に応じて算出されます。
15	基礎控除	合計所得金額が 2,500 万円以下である場合に適用される控除 ◇2,400 万円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43 万円 ◇2,400 万円超～2,450 万円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29 万円 ◇2,450 万円超～2,500 万円以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 万円 ◇2,500 万円超・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 円

個人市民税
法人市民税

◆税額控除

税源移譲によって個々の納税者の負担が変わらないよう調整するためや、二重課税を排除するために税額控除があります。

控除の種類		控除の概要 控除の説明・補足
1	調整控除	税源移譲による個々の納税者の負担が変わらないよう、合計所得金額 2,500 万円以下の人が所得税と市・県民税の人的な所得控除額の差に基づく負担を調整するための控除 1. 課税所得金額が 200 万円以下の場合 ・人的な所得控除額の差額の合計額 ・課税所得金額 } いずれか小さい金額× 5％（市民税 3％、県民税 2％） 2. 課税所得金額が 200 万円を超える場合 ｛人的な所得控除額の差額の合計額 －（課税所得金額－200 万円）｝× 5％ (!) 計算の結果が 2,500 円未満の場合（マイナスの場合を含む）は 2,500 円（市民税 1,500 円、県民税 1,000 円） (!) 人的な所得控除額の差額は[▼下表]参照
2	配当控除	配当所得がある場合の控除 配当所得から計算した金額を控除します。ただし、分離課税を選択した配当所得や、一部の配当所得については、適用されません。
3	住宅借入金等特別税額控除	住宅ローン控除額が所得税から控除しきれない場合の控除 市・県民税の控除額は、所得税から控除できなかった残りの金額です。ただし、所得税の課税所得金額に応じて上限額があります。
4	寄附金税額控除	都道府県や市区町村、神奈川県共同募金会、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県や横須賀市が条例で指定した団体に対して寄附をした場合の控除 対象となる寄附金額は総所得金額等の 30%が上限で、控除額は 2,000 円を超えた寄附金額の 10%です。さらに、総務大臣の指定を受けた都道府県や市区町村に対して寄附をした場合は、所得割額の 20%を上限に上乗せの控除があります。
5	外国税額控除	外国で所得税又は地方税に相当する税を課された場合の控除 所得税から控除しきれなかった額は、所得税の控除限度額から計算した金額を限度として、県民税所得割、市民税所得割の順に控除します。
6	配当割額控除	配当割額が特別徴収された配当所得等を申告した場合の控除 配当割額が所得割額から控除しきれない場合は、充当又は還付します。
7	株式等譲渡所得割額控除	株式等譲渡所得割額が特別徴収された株式等譲渡所得等を申告した場合の控除 株式等譲渡所得割額が所得割額から控除しきれない場合は、充当又は還付します。

◆調整控除算出のための人的な所得控除の差額一覧

控除の種類		金額	控除の種類		金額
障害者控除	普通	1 万円	配偶者控除	本人の合計所得金額と配偶者の年齢や前年と合計所得金額に応じて算出	2 万円～10 万円
	特別	10 万円			
	同居特別	22 万円	扶養控除	一般	5 万円
寡婦控除		1 万円		特定	18 万円
ひとり親控除	父	1 万円		老人	10 万円
	母	5 万円		同居老親	13 万円
勤労学生控除		1 万円			

◆分離課税

次の所得がある場合、[▶6、７ページ]の計算（総合課税）とは別の計算をします。これを分離課税といいます。分離課税は所得の区分ごとに求めた所得金額に、それぞれ定められた税率を乗じて所得割額を計算します。

課税所得金額（1,000 円未満切り捨て）　×　税率　＝　分離課税の所得割額

①株式等の譲渡所得等・先物取引に係る雑所得等

収入金額　－　取得費等の経費　－　所得控除　＝　課税所得金額

所得の区分	市民税（税率）	県民税（税率）
一般株式等の譲渡所得等	３％	２％
上場株式等の譲渡所得等（※１）	３％	２％
先物取引に係る雑所得等	３％	２％

（※１）源泉徴収有りの特定口座で生じた上場株式等の譲渡所得等は、所得税 15.315%、県民税 5%が徴収されており申告の義務はありませんが、申告することも可能です。

②上場株式等の配当等

収入金額　－　株式等の取得に要した負債の利子　－　所得控除　＝　課税所得金額

所得の区分	市民税（税率）	県民税（税率）
上場株式等の配当等	３％	２％

上場株式等の配当等は、通常は所得税 15.315%、県民税 5%が徴収されており申告の義務はありません。また、上場株式等の配当等（大口株主等が支払いを受けるものを除く。）に係る配当所得については、総合課税か分離課税を選択して申告することができますが、上場株式等の配当等の利子所得については、分離課税の対象となり、総合課税を選択することはできません。

❗上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る所得の課税方式について、これまでは所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和６年度からは、所得税の課税方式と一致させることになりました。

令和６年度以降の所得について、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択することはできません。

申告年度／課税方式	所得税の課税方式	市・県民税の課税方式
令和５年度以前 （令和４年分以前）	以下の３つから選択 ・申告不要（申告しない） ・総合課税 ・申告分離課税	以下の３つから選択 ・申告不要（申告しない） ・総合課税 ・申告分離課税
令和６年度以降 （令和５年分以降）	以下の３つから選択 ・申告不要（申告しない） ・総合課税 ・申告分離課税	所得税と同じ方式で算定

③土地・建物等の譲渡所得

収入金額　－　取得費等の経費　－　特別控除額　－　所得控除　＝　課税所得金額

土地・建物を譲渡した年の１月１日において所有期間が５年以下の場合は短期譲渡所得、５年を超える場合は長期譲渡所得となります。

所得の区分	市民税（税率）			県民税（税率）
短期譲渡所得	通常の場合		5.4%	3.6%
	収用の場合		３％	２％
長期譲渡所得	通常の場合		３％	２％
	居住用財産	譲渡所得 6,000 万円以下の部分	2.4%	1.6%
		譲渡所得 6,000 万円を超える部分	３％	２％
	優良住宅地の造成等	譲渡所得 2,000 万円以下の部分	2.4%	1.6%
		譲渡所得 2,000 万円を超える部分	３％	２％

④退職所得

退職金の支払を受けた年の１月１日に国内に住所がある人は、通常その支払を受けるときに課税されるため、申告する必要はありません。

（収入金額　－　退職所得控除額[▼下表参照]）×0.5（※注 1）　＝　課税所得金額

(※注 1) 勤続５年以下の役員等が受け取る退職手当等（特定役員退職手当等）は、退職所得の２分の１課税は適用されません。

短期退職手当等（※注 2）に係る退職所得金額

(※注 2) 短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払いをする者から短期勤続年数（勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が５年以下であるものをいいます。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

【短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法】

収入金額－退職所得控除額≦300 万円	収入金額－退職所得控除額＞300 万円
（収入金額－退職所得控除額）×0.5 ＝退職所得の金額	150 万円＋｛収入金額－（300 万円＋退職所得控除額）｝ ＝退職所得の金額

(!) 令和４年１月１日以降の支払いより適用

勤続年数	退職所得控除額
ア　20 年以下の場合	40 万円×勤続年数（80 万円に満たないときは、80 万円）
イ　20 年を超える場合	70 万円×（勤続年数－20 年）＋　800 万円
ウ　障害退職の場合	ア又はイによる計算　＋　100 万円

(!) 勤続年数に１年未満の端数がある場合は切り上げ

所得の区分	市民税（税率）	県民税（税率）
退職所得	６％	４％

申告

次の人は毎年３月 15 日までに前年（１月から 12 月まで）の収入を申告してください。

◆１月１日（賦課期日）現在、市内に住所がある人

ただし、次の人は申告する必要はありません。

○公的年金等の収入のみの人で、追加の控除がない人

(!) 国外の法令に基づく公的年金等を受給している場合は申告が必要です。

○給与収入のみの人又は給与収入と公的年金等の収入のみの人で、勤務先から横須賀市へ給与支払報告書が提出され、追加の控除がない人

○前年分所得税の確定申告書を提出した人

○収入がなく、市内の親族の税法上の扶養控除、配偶者控除の対象になっている人

(!) 扶養している人が確定申告や市・県民税の申告、若しくは年末調整等で届け出ていることを確認してください。

(!) 扶養している人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用がないので、原則、申告が必要となります。

◆１月１日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷を有していた市外の人

納める方法（納期限）

◆普通徴収

６月、８月、10 月、翌年１月の４回の納期に分けて納めます。各納期月の末日が休日となる場合は、翌営業日が納期限です。

納　期	第１期	第２期	第３期	第４期
納期限	令和８年６月 30 日	令和８年８月 31 日	令和８年 11 月２日	令和９年２月１日

◆公的年金からの特別徴収（年金特徴）

公的年金から差し引かれることです。初年度は年税額の約半分を第１期、第２期の２回に分けて普通徴収の方法で納め、残りの半分は 10 月、12 月、翌年２月の３回に分けて公的年金の支給分から徴収されます。２年度目以降は４月、６月、８月（仮徴収）、10 月、12 月、翌年２月（本徴収）の６回に分けて公的年金の支給分から徴収されます。

(!) 年金特徴は４月１日時点で 65 歳以上であり、前年中に公的年金等の所得があった人が対象です。

(!) 給与や公的年金等の所得があっても普通徴収の方法で納める場合があります。

新たに年金特徴の対象となった人（公的年金等の収入のみ）の場合

	普通徴収		特別徴収		
			本徴収		
	第１期	第２期	10 月	12 月	翌年２月
税額	年税額 × １／４	年税額 × １／４	年税額 × １／６	年税額 × １／６	年税額 × １／６

前年度から年金特徴の対象となっている人（公的年金等の収入のみ）の場合

	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
	４月	６月	８月	10 月	12 月	翌年２月
税額	前年度分の年税額の１／６ずつ			年税額から仮徴収した税額を控除した額の１／３ずつ		

◆給与からの特別徴収（給与特徴）

給料から差し引かれることです。6月から翌年5月まで12回に分けて徴収されます。

電子申告・電子納税については[▶28ページ] をご覧ください。

■ 市・県民税と所得税の違い

どちらも所得に課税する税ですが、違いは下表のとおりです。

◆市・県民税と所得税の比較表

比較項目	市・県民税		所得税
課税対象となる所得の時期	前年1年間の所得に課税（前年所得課税） 退職所得は支払時に課税（現年所得課税）		その年の所得に課税（現年所得課税）
均等割の有無	あり		なし
	市民税	3,000円	
	県民税	1,300円	
所得控除・税額控除	どちらにもありますが、控除の対象、控除額が異なります。 [市・県民税の控除額▶9、10、11、12ページ] 所得税の控除については、税務署にお問い合わせください。[税務署▶37ページ]		
税率（所得割）	市民税	一律6％の比例税率	5％、10％、20％、23％、33％、40％、45％の7段階の超過累進税率 超過累進税率とは、課税所得金額を段階に区分して、上の段階に進むほど高い税率が適用されるものです。
	県民税	一律4.025％の比例税率	
納税方法	・普通徴収		・申告納付…確定申告など
	・給与からの特別徴収（ボーナスからは徴収されません）		・源泉徴収…給与や年金、報酬などの額に応じて徴収（ボーナスからも徴収されます）
	・公的年金からの特別徴収		
申告について	所得税の確定申告は市・県民税の申告を兼ねますが、市・県民税の申告は所得税の確定申告を兼ねません。税務署にご相談ください。[税務署▶37ページ]		

くりはま花の国
（横須賀市神明町）

? 市・県民税Q＆A

Q１ 今年３月に他市へ転出しました。市・県民税はどちらで課税されますか？

A１ 横須賀市で課税されます。その年の１月１日現在の住所で判定します。

Q２ 私は現在市外に単身赴任中で、横須賀市の自宅に妻と子どもがいます。単身赴任先の市で市・県民税が課税されているのに、横須賀市からも納税通知書が届きました。横須賀市でも課税されるのですか？

A２ 横須賀市では均等割が課税されます。

市外に住所がある人で、市内に自分や家族がいつでも居住できる状態の建物がある場合、現に住んでいる、いないにかかわらず市・県民税の均等割が課税されます。別荘などがある人も該当します。

Q３ 私は昨年退職しましたが、今年市・県民税の通知が来ました。なぜですか？

A３ 市・県民税は前年の所得に対して課税され、１年遅れて納めるためです。

Q４ 私の夫が昨年 12 月に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対する市・県民税はどうなりますか？

A４ 市・県民税は毎年１月１日現在で住所のある人に対して、その人の所得に応じて住所地の市町村が課税することになっています。

したがって、前年中に亡くなられた人に対しては、今年度の市・県民税は課税されません。

Q５ 健康保険では扶養となっている家族を、なぜ市・県民税では扶養にできないのですか？

A５ 健康保険では、健康保険組合がそれぞれ被扶養者の判定基準(年間収入金額が130 万円未満など)を定めており、税法上の扶養とは要件が異なるためです。

Q６ 妻にパートの収入があります。税金はかかりますか。また、その場合、私の税金の配偶者控除はどうなりますか？

A６ パート収入が 110 万円を超えると妻に市・県民税が課税され、160 万円を超えると所得税も課税されます。妻のパートの年収が 123 万円以下であなたの合計所得が 1,000 万円以下なら、税金の計算上、市・県民税で配偶者控除が受けられます。以上のことを表にすると次のようになります。

前年中の妻の給与収入額 （ ）内は給与所得額	配偶者控除の対象となるか	配偶者(妻)自身に税金がかかるか	
		所得税	市・県民税
110 万円以下（45 万円以下）	なる	かからない	かからない
110 万円超 123 万円以下（45 万円超 58 万円以下）	なる	かからない	かかる
123 万円超（58 万円超）	ならない	かからない	かかる
160 万円超（95 万円超）	ならない	かかる	かかる

また、あなたの合計所得が 1,000 万円以下で、妻の所得が 58 万円超 133 万円以下の場合、扶養とは異なりますが、妻の所得に応じた配偶者特別控除を受けることができます。